

それでは理事には持永義夫君及び佐藤芳男君を指名いたします。

またけい肺病対策小委員には持永義夫君、港灣労働に関する小委員には佐藤芳男君を指名いたします。

なおまた持永義夫君が委員を一旦辞任されたことに伴ひまして、けい肺病対策小委員長も欠員となつておりますが、これも委員長より指名いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なしと認めまして、持永義夫君をけい肺病対策小委員長に指名いたします。

○赤松委員長 これより公共企業体等労働関係法の一部を改正する法律案、地方公営企業労働関係法の一部を改正する法律案、労働金庫法案及び労働行政一般に関する件を一括議題といたしまして質疑を許します。

なおこの際お諮りいたしますが、日米労働基本契約に關しまして、市川誠君を参考人として、意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○赤松委員長 御異議なければさよう決します。

参考人市川誠君。

○市川参考人 全駐留軍労働組合の中央執行委員長市川誠と申します。委員長の御指名によりまして、ただいまから日米労働基本契約の問題に關しまして、参考人として陳述を申し上げます。

日米労働基本契約は、現在駐留軍に提供されておりましたところの労働者の賃金その他いろいろ労働諸条件に關

しまして、日本政府とアメリカ政府との間に契約をされておるものであります。現行の契約は一九五一年の七月一日から実施をされておりますが、昨年、講和条約の発効以前に、私も、この占領時代の契約のうち、独立後におきましては、不適正な条項の改訂に關しまして、日本政府側に申入れを行つたのであります。この契約の中には、第七條等には、アメリカ政府の利益に反するものに対しましては、軍が一方的に即時解雇でき得るような条項が載せられております。このために、いろいろ保安上等の理由不明な解雇が、きわめて多数繰出いたしまして、非常に大きな紛争をかもしておつたのでございます。さらには、この契約の中におきましては、契約全般を通じて、一方面的の紛争の問題等に関しまして、一方的に軍側が裁定を下し得る、こういうような条項があり、さらにまた、極東軍の總司令官が承認をしない限り、この契約については効力を生じないというような条項があり、また、私どもは、独立後におきましては、これらの条項は不適正であり、その削除または改訂をなすべきであらうと政府側に申入れを行つたのであります。改訂の問題につきましては、政府側からも軍側に申入れを行つたのであります。なか／＼軍側が応じないために、独立後におきまして、この占領時代に締結せられた契約が、そのまま延長実施をされて参りました。たゞ／＼昨年の八月にアメリカ側から新しい契約案というものが提示をせられまして、それ以後、日本政府側の調達庁と、アメリカ軍側の横濱にあり、米軍調達部との間に契約改訂

の交渉が行われたのであります。この交渉は昨年の九月から十一月まで行われましたが、遂に意見の一致を見ることはできなかったものであります。そのため十一月の二十四日にアメリカ軍側からゼネラル・バーンズのレターが出されまして、この契約改訂の交渉を、より高いクラスにおいて交渉する、こういうような書簡が寄せられました。さらにまたこの契約の中には、労働者に直接関連するところの諸条件というものが含まれておるので、労働者代表を加えて、交渉の会議を持つ、このような示唆が与えられまして、日米合同委員会のもとに、契約改訂に関するところの特別の小委員会が持たれました。この小委員会の中に、私も、政府代表、軍代表とともに契約改訂の交渉に携つて参つたのであります。十二月三日に第一回の会議が持たれました。から、本年の三月の十日まで本会議が十六回ほど続けられました。この三者の会議は、本会議のほかに四つほどの分科会を持ちまして、それ／＼三者構成で具体的な事項についての協議をいたしましたのであります。この間におきまして、根本的な問題といたしまして、駐留軍の労働の管理に關しましては、日本政府とアメリカ政府側とが共同して管理に當るといふ線が出されて参りました。私もその立場からは、独立後の駐留軍労働におきましては、間接雇用制度である限り、日本政府側が一元的な労働管理権を掌握することが、最も労働関係の円満を期する点から望ましいと考へて、三者会議において主張して参つたのであります。ところが、この

共同管理の原則を一応認める立場をとりました。その後この会議はとゞざれてしまひまして、現在に至るまで三者会議は開催されておられません。私もこの開催されてない期間に、今まで四箇月の間に、組合側は、新しい労働基本契約の要点に關しまして、われ／＼の主張、意見を十分に会議席におきまして、主張いたしておりましたので、政府側あるいは軍側がこの組合側の主張に対して、どのような取入れ方をするかというところを見守つておつたのであります。たゞ／＼本年の六月中旬に至りまして、軍側の最終的な案と考えられますドラフトが日本政府側に提示されたのであります。しかし遺憾なことは、この軍案は組合側には公開をされなかつたのであります。私もはその公開方を促したのであります。が、容易に公開されませんでした。七月の十四日に正式な文書によりまして、日本政府側の調達庁、外務省並びに極東軍總司令部に對しまして、この軍案の公開と交渉の再開を申入れたのであります。その結果、翌日政府側から軍案が組合側に提示をされましたが、交渉の再開の点につきましては、いまだ何らの回答もないのであります。

この軍案を私も政府側から提示した条件を見ましたときに、私もあまりにも劣悪な条件を押しつけるような、改悪された契約であることにむしろ驚き入つたのであります。新しい軍側の最終的な案の大体の構成は、契約の本文と附屬書さらに労働政策というように大きくわけることができまゝあります。本文の中におきましては、基本的な条項が定められております。附屬書の中には、附屬の一といつたしましては給与表が載つております。附屬の二には職務分類表が載つております。この二つによりまして、駐留軍労働者の給与を新しい職務給に切りかえて行くという意図が、はつきりと打出されております。附屬の三に關しましては、いろいろ／＼管理手続の細部がきめられております。なお附屬の四といつたしまして、船員関係の取扱ひ手続が出されるように承つたのであります。これは正式文書としてまだ示されておられません。労働政策につきましては、このような契約本文、あるいは附屬書で定められた事項に關しまして、軍側で実施をする場合のいろいろ／＼な指導の要綱が示されておるようでございます。

私もこの軍案の中において、特に重視をいたしました点は、先ほど申し上げました三者会議四箇月の交渉の中におきまして、私も、軍側も政府側も、一応日米両政府の共同管理の原則というものを合意確認したにもかかわらず、新たな軍案の中におきましては、この共同管理の原則を無視しまして、軍側があまりにも一方的な人事管理権の掌握を強く打出しておるという点を重視せざるを得ないのであります。もし軍案のようになつたといつたならば、まさしくこれは占領時代の労働管理の姿態と何ら相違ない姿態を、ここに現出することが予想されるのであります。特に保安の解雇等に関する人事措置の問題、人員の整理に関する条項なり、好ましくない者者の就業停止の条項、労働者の指名及び採用に關しましては、軍側が一方的に権限

さらにまた、主文の中で役務の範圍につきまして規定をされておりますが、この点につきましては、日本人ありますところの労働者が、駐留軍労働者として提供されますこの地域はやはり日本国内を原則とするというものがはつきりとし、また日本国の領内、あるいはまた日本国と極東における他の地点との間を合衆国により運される船舶上における使用のためいうように、役務の従事する地域的範圍というものは、やや明らかになて参つたのでありますが、この役務範圍と関連いたしましたして、基本契約

さらにまた契約主文の中におきましては、特需の契約においてもいろいろと問題になっておりますが、保安関係の問題が出て参ります。保安の関係につきましては、第五条に軍需といったしましては、a、b、cと三つの保安要屋等の基準が載せられております。このa項といたしましては「作業の妨げ行為、間諜軍事情報保護に関する規則違反あるいはかかる企画又は準備」

「委員長退席、山花委員長代理席」

さらにまた次には、保安と治安関係の労働者並びに消防関係の労働者にして、大きな誓約条項を打出しております。それは保安と治安並びに消防関係の労働者は、その任務の正常な遂行に影響を及ぼすようなストライキ活動に従事をしてない旨を書面で同意しない限り、または同意するまでは一切採

のておりました。さらにまた、裁判関係の争訟の関に關しましては、労働組合が労働委員会に不当解雇の問題について救済申し立てて、労働委員会から救済命が出た場合、労しは不当解雇等にしまして、裁判所に対して身分保全仮処分等を申請した場合に、その判が出た際、その最終的な執行力について明らかにされておらないのであります。それらの条項は、従来もいろいろ紛争の問題になっておりましたので新しし契約の中にはその点を、より確にする必要があるのではないかと

ぶる疑念を持つものであります。同
にこの労働政策の中におきましては
組合の活動に關しまして、きわめて
限がなされております。私どもは、
つては政府の給与負担によりまして
専従者制度があつたのでありますが
昭和二十二年に、日本の一般公務員
中で最も早くこの制度を打ち切られ
てであります。現在組合費の負担に
の専従者が、組合活動の一切を担当
ておりますが、そのような専従者が
施設内に入ることが一切認められて
らない。さらにまた、文書の配布等

関ししても、極端に制限をされておる。アメリカ政府あるいは日本政府の個人、機関または活動に反対する宣伝を含んでおるもの等は、一切中で配布することができない。また従業員の休憩時間の使用につきましても、自由に使うことが許されるといふように書いてありますが、それは秩序を保つといふ条件がつけられ、またこの規定に定める範囲内といふことに制限をされておる。現在、政府が雇用いたしまして軍に提供してあります労働者は、約十九万人ほどあります。万が一軍直になりましますような場合におきましては、現に昨年独立後、英連邦軍関係において一万三千ほどの労働者が軍直制度によつて雇用されておりましたが、きわめて悪い条件でありまして、昨年二回ほどのストライキ等を行つておりました。まさに大きな労働問題なり、あるいは国際問題が、ここに発生して来るのではないかといふように予想されるのであります。情勢をいたしましては、契約の改訂の問題について、そのようなことが一応予想されておるのであります。

さらにまた労働政策の中で、制裁の規定の関係におきましては、労働者のいふ／＼な措置につきまして制裁の基準がきめてありますが、これがきわめて苛酷なものであります。一例を申し上げますならば、一年間に三回職場の中でうるつておつた場合には解雇であるとか、一年間に三回上役の悪口を言つた場合は解雇であるとか、こういうような苛酷きわまりないような制裁の基準を出しております。しかも、その制裁の決定は、日本政府側の代表といふものは、何ら左右することができなくて、軍側が一方的にこれを実施し得る。こういうような条項を軍側が出しております。

以上の点は、軍側の案につきましても、きわめて概要の問題だけを申し上げたのですが、このような文案について、私どもが今までに得た情報といたしましては、軍側といたしましては、八月一日にこの軍案を強行実施し

て日本政府側に調印をせしめて、これで契約を新しくして行く、こういう情報を得たのです。さらにまたもう一点の情報といたしましては、もし労働組合等がこの契約案に反対する場合におきましては、軍側といたしましては間接雇用の制度をやめて、軍直用制度にすべて切りかえて行くという態度を決定したとの情報も聞いておるのであります。現在、政府が雇用いたしまして軍に提供してあります労働者は、約十九万人ほどあります。万が一軍直になりましますような場合におきましては、現に昨年独立後、英連邦軍関係において一万三千ほどの労働者が軍直制度によつて雇用されておりましたが、きわめて悪い条件でありまして、昨年二回ほどのストライキ等を行つておりました。まさに大きな労働問題なり、あるいは国際問題が、ここに発生して来るのではないかといふように予想されるのであります。情勢をいたしましては、契約の改訂の問題について、そのようなことが一応予想されておるのであります。

私どもはこの軍案の問題点についていふ／＼検討いたしておるのでありますが、もちろん軍案を検討する場合の態度をいたしましては、いふ／＼な角度から見ることもできると思つております。まず第一に重視いたします点は、労働者が憲法によつて保障せられてゐる権利といふものが、はつきりこの契約の中において確保されているかどうか、また行政協定の中におきましても、日本の労働法を完全に適用するといふことをうたつておりますが、その通りになつておるかどうかといふような点、さらにまた先ほどちよつと触

れました駐留軍労働者の身分とか給与等に関する法律百七十四号の事項が確保をされておるかどうかといふような点、さらにまた一般的には、日本の法律関係において、特に裁判所の判決等の拘束力の問題が、どのように契約の中に明らかにされているかといふような点、さらにまた行政協定との一般的な関連におきましては、行政協定第三条あるいは第十二条ないしは第二十五条等の条項との関連において、労働者の権利といふものがどのように確保されているか、さらにまた現行契約との比較、あるいは現に行われておりますところの労働者の労働の条件がどのように確保されているかといふような、いろいろな角度から見なければならぬと思つたのですが、一応私ども集約いたしました意見といたしまして、駐留軍の労働の問題につきましては、間接雇用制度といふものを堅持して、そうして将来とも契約労働といふものを継続する立場をとつて行く。特に契約案に対しては、三者会議の交渉の経緯等もありましますので、不満ではありませんが、一応日本政府とアメリカ政府との共同管理といふこの原則までは認めて行く。さらにまたいふ／＼な事項につきましては、分科会等で合意された事項を基礎といたしまして、契約に対する修正を要求して行く。最後の一点をいたしましては、現在行われております契約は、先ほど冒頭に申し上げましたように、占領時代の契約そのまゝを延長実施されておりますので、このような契約はすみやかに改訂をいたさなければならぬ。こういうような基本的な態度をもちまして、契約に對しまして組合側の立場から修正を政府並び

に軍側に要求いたしました。なるべく早い時期に改訂を行つて行きたい、かように考えておるのであります。もちろん問題の主要点につきましては、先ほど触れましたように、主文関係におきましては、やはり大きな問題としては、警備消防員に対するところのストライキ制限の問題なり、あるいは保安上の解雇の基準の問題、また人事管理に対するところの軍側の一方的な権利の行使の条項なり、あるいは団体交渉権の確立といふ条項、さらにまた労働組合の権利をいたしまして日本の労働法によつて設けられております労働委員会のおつせんとか調停とか、このような事項に關しまして軍側が十分尊重するような事項を、やはり契約の中に確認すべきではないか。さらにまた裁判所の判決の關係についても、より一層明瞭にしなければならぬ。かように考へておるのであります。

その他、附屬關係におきましては、共同管理といふものが、日本政府の管理権といふものを一切無視して、ほとんどノータッチといふような状態にせしめるような事態は、絶対に反対をしなければならぬ。労働政策の条項につきましては、これは軍側がたゞ現地部隊を指導するところの政策、指令でありましようとも、それによつて直接の被害をこうむるものは十九万の労働者でありますので、この政策、指令に關しましては、徹底的に修正あるいは削除を主張しなければならぬ。立場に置かれておるのであります。軍案のうち、主要な事項につきまして一部申し述べた次第であります。このような軍案に對しまして、しから

ば日本政府側はどのような態度をとつておるかといふ問題であります。私どもの觀察によりますれば、きわめて自主性のないところの立場をとつております。すでに一部の機關におきましては、この軍案の受諾やむなしといふような態度をとつておるといふような情報も聞いております。このような情報につきましては、私どもはまったく不満であります。独立した後の政府といたしましては、しかも對等の立場において締結すべき契約の中において、独立国の政府といたしまして当然要求すべき権限をも、あえてこれを放棄するような態度については、私どもは絶対に認めることができないのであります。特に三者會議におきまして合意した共同管理の原則について、あまりにも多いアメリカ側の特權的な要求に對しまして、もし政府機關がそのような態度をとるといたしましたならば、ここに大きな問題を惹起することが予想されるのであります。

もちろん私どもも、この契約といふものは、やはり行政協定と大きな関連があるといふことも、よく承知をいたしておりますが、特に一番最終的に問題になります点におきましては、たとえば不當解雇の問題につきましても、労働委員会が原職復帰の救済命令を出した場合、あるいは裁判所が原職復帰の判決を出した場合、軍側が行政協定三条による施設の管理権を主張いたしまして、そのような救済命令あるいは判決を拒否する場合においては、日本の法律は最終的にこれを拘束、執行する力がないので、未解決の問題を残すような事態が予想されますので、契約の中においては、これらの問題につい

て、やはり将来紛争を起さないようなことを明らかにすべきではないか。しかも政府側としては、それはやむを得ないという態度を聞いておるのではありません。きわめて遺憾に感じています。

以上が、軍案の問題点について述べたのですが、次の項といしましては、この問題が労使間の問題としてどのような事態に立ち至つておるかという点について、大よそ申し述べまして、国会の議員の皆様方に十分の御理解をいただきたいと思つております。

まず、万一契約を強行いたしました場合には——私どもといたしましては、このような事態はおそくないであらうとは予想しておりますが、過去の例から考えまして、日本政府側が労働組合側に何ら協議することなく、軍側と協定をとりかわした事実等がありますので、予想されないこともないのであります。この契約強行の場合には、私どもは徹底的に反対の闘争を行う。さらには、軍が直接この制度を打出した場合についても、やはり契約労働を主張する立場から、徹底的に軍直制度への反対をいたして行くという態度をきめております。私どもの組合は、昨日臨時全国大会を持ちまして、このような軍案が強行される場合、あるいは軍直に切りかえられる場合ないしは組合側の修正案が拒否せられる場合におきましては、実力行使をもつてこれに對して闘争するという決定をいたしております。昨日の代議員会において、無記名投票によりまして、百九十九票の投票のうち百九十五票の賛成という圧倒的な多数をもつて、このストライキをもつて契約の改訂闘争を行うというこ

とを決意いたしておるのであります。以上が労働問題といたしまして、日米労働基本契約の改訂問題がきわめて重要な段階に置かれておるという事態であります。

最終的に要約して申し上げますならば、昨年来の契約改訂交渉であります。私ども自身も早期改訂の立場をとつております。そしてまた私どもが主張する範囲は、日本の憲法によつて保障されておるところの労働者の権利なり、日本の労働法によつて完全に保障されておるところの権利を主張する範囲を出ておらないのであります。そのような状態におきまして、なおかつ軍側が軍の特権を一方的に主張いたしまして、われわれの修正意見に對して十分の考慮を払わない場合におきましては、私どもはやはり独立国の労働者として、さらには十九万の労働者の権利と、さらには四十万ほどの家族の生活を守るために、この基本契約の改訂にあたりまして、組合側の修正意見を貫徹するために、徹底的に闘わなければならないという態度をきめておるのであります。

駐留軍の労働の問題につきましては、これ以外に、現在各地方において軍側の一方的な措置によつて、あまりにも多くの紛争が起つております。過日も十六日に虎ノ門のモータープールで四十八時間のストライキが行われましたが、現在も九州におきましては、福岡地区において、今すぐにもストライキが行われようとしておるような事態がございます。なぜこのような事態に到達するかと申しますと、軍側が特権を主張する。それに対して日本政府側が、要するに何ら自主性を持つたところ

の解決措置を講じないというところから、労働者の大きな不満といたしまして、このような大きな実力行使の問題が出ておるのであります。さらにまた現在朝鮮の休戦協定が近く締結される情勢もありますが、すでにこの具体的な非候といたしまして、空軍関係におきましては、数千にわたるところの労働者の首切りが現われております。こういうような点を考えますと、契約問題をめぐつて、さらにまた休戦協定成立によつて、さらにはまた休戦協定な労働問題がここに統括されて来る、こういう事態が予想されるのであります。当面の問題として、駐留軍関係の労使関係の基本となりますところの日米労働基本契約の問題につきまして、ぜひとも自主性のない政府に對して、国会におきましては、過般参議院の人事委員会あるいは本会議等で可決されたような、日本の労働法が基本契約あるいは特需契約における人事事項に優先するというような決議も行われておるのであります。このような趣旨と同等な趣旨におきまして、ぜひとも労働委員会におきまして、契約問題について十分御検討を賜われまして、十九万の労働者が切実な要求として掲げておられますところの、契約に對する修正意見等の貫徹につきまして、十分な御配慮と御支援を賜わりたいというところをお願い申し上げます。公述を終りたいと存じます。

○山花委員長代理 各委員に御質疑がございましたら……

○黒澤委員 たいだいまの御説明で、労働基本契約改訂の経過並びに軍側の案の内容、組合側の主張等は、大体わかつたのであります。三月十日の第十

六回の三者会議後、三者会議は開かれていないようでありまして、今日まで政府におきましては、この三者会議を再開するためにどのような努力をされたか、組合側で知りになつておりましたら、お聞きしたいと思つております。

○市川参考人 答え申し上げます。三月十日に三者会議の本会議が開かれて以来、ずっと本会議は開かれていないのであります。先ほど申し上げましたように、本会議のほかに四つの分科会がありまして、この分科会のうち、一つは四月に三回は開かれております。私どもは分科会が最終的に開かれなくなりましてから、この点につきましても、契約を早期に改訂をすべきであるというように政府側にも申し入れたのであります。この三者会議が開かれなくなつた原因につきましては、労働組合側の主張と軍側の主張が完全に對立しておる、こういう点が一点でありまして、軍側と政府との二者の意見の調整、さらに軍側としましては總司令部がこの交渉に當つておつたのであります。特に陸海軍の司令部等からかなり強い不満等が出されまして、軍内部の意見の調整も必要だといふような情報も承つておつたのであります。政府側といたしましては、若干の期間、軍との意見調整を行つたように聞いておるのであります。それ以外に積極的な三者会議の開催については、努力をなされたという向きには、私どもは遺憾ながら了承できない状況であります。

○黒澤委員 それではこの本会議が中絶しましてから今日まで、政府と軍の間で何かの交渉が持たれたようなことをお聞きしておるかどうか。

○市川参考人 本会議がとざされましてから、その後におきまして、私どもは情報といたしまして、政府と軍側におきまして一部意見の調整を行つたというのを聞いております。それ以上のことは承知いたしておりません。

○中原委員 組合側の御説明は、大体よく了解することができました。かんじんなことは、この問題に関連して、日本国政府としては一体どういふ見解を持つておるか、そのことを聞きたいと思つておるのですが、おそらく向うとの折衝に直接當るであらう外務省が見えておりませんか、従つてこれは必ず外務省側の出席を要請して、その席上でこの点をたしたいと考へます。しかしながら、やはりこれは駐留軍関係の労働者も、日本国内の労働諸法規の適用を受けておるということ、幾たびか繰返して参りました労働省当局のこの問題に関する見解を聞いておきたいと思つております。——次官は見えるのですか。

○山花委員長代理 次官はきようは来ておりません。

○中原委員 大臣は……。

○山花委員長代理 大臣は後刻こちらへ来るそうです。

○中原委員 事務当局ではまずいのです。やはりこういう重要な問題が提起されておるときは、その正常な責任のある人が来ないのはおかしいと思つております。

○山花委員長代理 来ることになつております。

○中原委員 そうすると、ほんとうは質疑する必要はないのです。わかり切つておるのです。そこで、日本国政府としては、一体どうするつもりなのか、これが大事だと考へます。従つ

て、どうしようとする責任ある当局者が出席せられなければ、この問題に対するこの会議の目的は達成されない、そういうふうに私は思うのであります。

○山花委員長代理 中原君に申し上げますが、大臣は後刻来ることになつておるようであります。来てから質疑していただきたい。

○中原委員 それではそれで……

○山花委員長代理 それでは市川参考人に対する質問は別にございませうか。――別にないようございませうか。

なお市川参考人に申し上げますが、明日の委員会にも御足労ながら御出席願いたいと存じますから、御了承願います。それでは質疑を続行いたします。井堀繁雄君。

○井堀委員 明日通産大臣と労働大臣の御出席を願つてお尋ねいたしたい点がございまして、この点は明日にまわしまして、事務局に二、三お尋ねをいたしておきたいと思ひます。

それは最近の労働基準法の監督行政について、種々労働者側から、ことに各地に労働基準監督署を中心として民間の協力を得るという建前で、基準協会という名称の団体がございまして、この団体の活動の中には、大いに歓迎すべき点もございまして、また非常に大きな弊害を認めるものもございまして、こういう点について、労働省はどの程度御承知で、またそういうものに対してどういふお考えでおいでであるかを一応伺ひまして、時間がありますれば、具体的な事実について申述べたいと思ひます。

○亀井政府委員 各監督署にございま

す団体の点でございまして、当初法律を制定しまして、これを施行するにつきては、やはりこの法律の周知徹底というものが大事でございまして、当時の情勢におきまして、監督署だけの力では十分その周知徹底が期しがたいということから、自然発生的にできて参つております。当時は司令部の指示もございまして、これにつきましては、われ／＼といたしましては消極的な態度をとつて参つたのであります。しかし自然民間の中で盛り上つて参りますものについて、これをとめるといいますか、その機運に対して水をぶつかけることは、われ／＼の立場として困る關係にありまして、ある程度大目に見て参つたのが現状であります。しかしながら、お話のように、中には当初の設立の目的を逸脱して活動いたしておるものもあります。これらものものにつきましては、その都度是正をさして参つております。

今後これらの団体をどうするかという問題につきましては、すでに当初の目的を達しました団体もございまして、これらものものにつきましては、できるだけその団体を解散するようにわれわれとしましては勧奨して行きたい。従つてまた今後とも残さなければならぬ団体につきましては、これはこれに關する監督を厳重にいたしまして、間違ひのないような方向に導いて行きたいというふうに考えます。

○井堀委員 そこで、私も多くを知りません、あとで材料を提供していただきたいと思ひますが、大体いづれの地域においても、こういう種の団体は現存しておると思つております。そうし

てこの団体はそれ／＼予算を持つており、おおむねその基金が――最近地方の基準監督署の活動状況や、あるいは労働省の予算を通ずる活動などについて、非常に地方の基準監督署における活動ははばまれてゐるということはお認めだと思ひますが、この中から多額の補助を得ておるというような形が相当露骨になつて来ると、私は承知しておるのであります。そういう点に対して、労働省はどのようにお調べになつておるかを承つておきたいと思ひます。

○亀井政府委員 国の予算で執行すべき問題と団体自体の活動に待つべき問題と、これは截然と区別すべきものであります。そこに公のものとしての団体のものと混同は許さるべきでないというのが、私の考えでございまして。従ひまして、そういうふうな経常的な監督署の経費につきまして、団体にこれを依存するといふふうなことは、私としては避くべきことであるし、もしそういう事実があれば、これを是正させるつもりでございまして、団体は団体として、たとへば、具体的に申しますと、安全週間等の場合、役所の経費としまして、安全週間に要します経費は流すのでございまして。その啓蒙宣伝に要しますポスターとか、あるいはパンフレット、こういうふうなものにつきましては、団体みずからこれを会費に配るといふふうなことはございしますが、そのために必要な職員の旅費とか、あるいは庁費といふようなものを団体が見ますことは、われわれとして今までもないと思つております。もしありとすれば、そういうもの

は是正せなければならぬと思つております。

〔山花委員長代理退席、委員長着席〕

○井堀委員 一度ぜひ労働省のお調べになつてゐる資料を見せていただきたいと思ひますが、私の承知してあります事例によりまして、もちろん表面は国の当然負担すべきものを協会が負担するはずはありません。しかし、実際上の問題については、その判別の困難な事情を、労働省はどの程度お調べになつてゐるかということが問題になるのであつて、こういう点は、監督権を持ち業者に対する監督の地位にある者が、どういふ形であつても、援助を受けるとか恩恵を受けるというふうなことがあつては、監督行政の上に障害を起すことは申し上げるまでもないのであります。でありますから、こういうものについては、細心の注意を払つて御調査が行われておると思うのであります。そういうものに対する資料を御提出願ひまして、その資料について、私の承知しておるものと、労働省のお調べになつてゐるものとに食い違ひがあれば別であります。同一であれば、それを中心にして意見を伺いたしたいと思います。この点につきましては、切つておきたいと思ひます。

次に、同様基準監督署の最近の地方の実情ですが、今度も二十八年度の予算を見まして、大体あれでは現在の基準監督署の活動というのに対して、私ははなはだしく制約を受けるという心配をしてゐる立場からお尋ねするのです。今私の、協会の援助を受けておるものの問題も、この点に關連すると思ふのですが、これは明日もあります

ので、その節詳しくお尋ねをし、御意見を伺おうと思ふのであります。私どもの考え方からいいますと、基準監督署の仕事は、どういふ点から判断いたしましたとしても、もつと積極的な機能を要されるのではないかとと思ひます。監督は、必ずしも違反を摘発処分することを目的とするものでありません。いかにしてそういう違反を未然に防止するかというきつめて重要な労働行政の第一線にある機関であります。この機関が、今日のような予算で――私が一々申し上げるまでもないと思ひますが、一人当りの受持職場といひますか、事業場といひますか、そういうものを、多いところにおきましては、一人の人が全部まわつてしまふということとはもちろんできません、所長以下全員をあけて現場を臨検することになります。――相当の人員を要する。言いかえれば不可能な仕事を背負つて立つてゐるという傾向が露骨であります。こういうふうなものに対して、一体あの予算でどういふように消化して行かれるか、そういうものに対する見解を具体的に伺つておきたい。

○亀井政府委員 お話の点は、主として監督に要します旅費を主体としてのお話だと考えますが、本年度の予算の積算の基礎としましては、監督官が月に二十日外に出て監督し得るだけの予算が監督官について計上をされております。ただ御承知のように、予算の修正によりまして、さらに一般の旅費と同じ程度の減額を受けましたために、その点が多少の圧迫を受けるわけですから。従来の実績をいたしまして、この二十日の旅費の基礎の上に立ちまして、統計資料によりまして、大体十二

日から十三日、一人の監督官が出ております。あとは内部事務の整理等に当たっているわけでありまして、そこで、修正を受けた予算をどういうふうな効率的に使っていくかという問題が、実は悩みの種でございまして、また機会がありますれば、われ／＼としてこの増額に努力したいというところはもうございまして、ただそれまでにどうするかと申しますと、結局はこれは監督の方法につきまして、もう少し検討を加えるべきではないだろうか、たとえば中小企業の一人、二人を雇っておりまして事業所を一つまわりますことは、現在の予算では十分でないことはもうございまして、従いまして、そういうところでは協同組合、あるいは使用者の団体というふうなものを通じまして、いわゆる団体的な監督と申しますか、そういうことも考えております。あるいは商店街等につきましては、そういう商店連盟とか、商店街というふうなもの、団体で互いに話をし、基準法の遵法をして行くというふうなことも、あるいはさらにまた監督官の質の向上につきましては、かねてやつているところでありまして、研修制度その他によりまして再訓練をし、監督技術の上にあらゆる手を打ちまして、不足を補つて参りたいというふうな考へていられる次第であります。

○赤松委員長 それでは他に労働大臣に対する質疑があれば許します。
○山花委員 労働大臣は出席をされていなかったために、ただいまの全駐留軍労働組合委員長市川誠君の参考意見をお聞きになつていないから、多分無理だろうと思ひますが、その他の諸君から一応お聞きくださつて、御所見を承りたいと思ひます。ただいま市川君が、アメリカ軍当局と、これに雇用されておられますところの、俗にいう駐留軍労働者関係における雇用の基本契約、通称日米労働基本契約についておられますが、その政府とアメリカ軍との折衝過程を、つづきにここで御発表なさつたのでございまして、市川君の発表の中に、もし市川君の意見があればこれを除きまして、その他はその発表に間違いがないかどうかという、政府の御確認をお願いしたいと思います。
○小坂國務大臣 ただいま山花委員からお話があり、市川君から公述があつたという問題につきましては、私も非常に關心をいたしますが、心配をしております問題なのであります。私は、今日この俗にいう駐留軍労働者諸君が、気持ちよくやつていただくために、われ／＼として、できるだけのことをしなげればならぬ、こう考えまして、ちよつと長い表題になりましたが、日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊に対する日本及びその他の日本在住者の労働提供に関する基本契約の問題、それにつきまして七月三十一日に期限が切れるというところになつておりました、その間、いろいろ私どもとしてみましても、できるだけ進駐軍労働者各位の御意向も入れるべき点もあると考えますので、率直に、結果から申しますと、

明日の閣議に諮つて延長をしてもいいというふうな考へております。新しい契約を結ぶには、目下外務省を通じて折衝を依頼しておるのでありますけれども、その折衝とても相手のあることで、なか／＼そう簡単にも行かぬようございまして、さりとて、私どもはそれをもまま承認するわけにも行きませんので、ひとつわれ／＼の満足を延ばしてやらう、八月一日から新しい契約に入ることはない、こういうことだけはつきり申し上げておきたい。
それからなお、今政府委員からメモをまわしてもらいましたが、それによりますと、問題点はスト回避事項、いわゆる保安事項、それから団体交渉権の確立、こういう問題点につきましての修正意見でございますが、市川君の駐留軍労働者を代表しての御希望というものはごもつとも考えられますので、労働省としましては、外務省を通じて、さらにこれを強く折衝してもらつて、要請する考へであります。
○山花委員 私の考へねいたしましたのは、ただいま政府が、駐留軍労働者の要望に対して、これがごもつともかどうかという、その意見を聞く一つの段階といたしまして、市川君のところで説明された従来の交渉の経過のいきさつ、その発表に、政府当局としては間違いがないかどうかという、その確認をお聞きしておるのであります。もし間違いがございしたら、ここで審議をしますから、審議の正確を期するため、市川君のただいまの話に間違いがあるかないかという、労働省当局の御

見解をお聞きしておるのであります。
○小坂國務大臣 私あとを急がれておるので、結論を申し上げたいといへん失礼いたしました、この問題は、主として調達庁がその契約の相手方のようになつておりました、調達庁からただいまの問題についての確認を得たいと思ひます。中村労働部長がおられますから……
○中村(文)政府委員 お答えいたします。先ほど来市川委員長より御説明のありましたわれ／＼の交渉の経過につきまして、あれでおおむね尽きておると思つております。ただ立場が違ひますので、あるいは見解の問題につきましては、多少の違いがあるかと思ひますが、おおむね尽されておると思ひます。
○山花委員 私の考へねいたしましたのは、この交渉のいきさつの発表に際して、もし市川君が意見をばさんでおるといふような場合は、その意見を除いて、交渉のいきさつについて正確であるかどうか。だから、立場が違ひて、かた／＼と申しますが、そういう立場を明でございしたがいま政府当局の説明しておるのではないのであります。交渉の過程のいきさつを話されたことが間違ひがあるか、ないかという政府の見解を御披露願ひたい。今後この問題について私どもが真剣に討議する誤りない一つの判断の資料として、お聞きいたしておるのであります。
○中村(文)政府委員 お答えいたします。昨年の八月以降の交渉経過それから十二月以降の三會談を持たれました。これにつきましては、おおむねその通りでございまして、ただ、三月初旬打ち切られました後におきまして、日本

側から一応の修正案といひますか、これを提出いたしております。このことにつきましては触れておらぬように考へました。それから四月六日になりまして第四次の軍案が出ております。それからさらに四月十三日に日本政府の修正案を一応二者で話し合ひをしておりまして、この関係は入つておらなかつたと思ひます。その他のことにつきましては、おおむね市川委員長のお話に尽されておると思ひます。
○山花委員 ただいま政府当局からの御答弁によりますと、おおむね正確なことをここで発表しておるが、三月初旬以降若干のものについては、市川参考人から発表されてなかつた、こういう御答弁でございしますが、この点に關しまして、もしそういういきさつが漏れておるかどうかという点につきまして、市川参考人にお聞きしたいと思ひますから、委員長、よろしくおとりはからひのほどを願ひます。
○市川参考人 お答えを申し上げます。三月十日の本會議が最終的に開かれました、その後催されたものにつきましては、本来ならば政府側といたしましては、当然軍との折衝経緯につきまして、労働組合側にも通知するべきであらうとわれ／＼は考へておるのですが、それらの事項については、公式に何ら組合側には通達を受けておらないのであります。従つて、今中村政府委員から述べられました日本政府側の修正案というふうなものは、私どもには一切提示されたことはございせん。そのような状況そのまゝに相なつておるような次第であります。
○山花委員 ただいま市川参考人の答弁によりますと、三月十日以後の日本

政府側から提示された内容については、組合としては報告を受けないし、全然知らない。従つてそれをここで参
考意見として申述べるに至らなかつ
た、こういう御答弁でございました。

そこで私は政府当局にお尋ねしたい
ことは、市川参事人がこの席上で開陳
された従来のいきさつについては、お
おむね誤りない、こういう御答弁で
ございました。そこで今回軍側の方から

駐留軍労働者に関する労務基本契約を
政府当局の方に指示しておりますが、
この軍側の提示された内容は、日本国
政府として妥当な内容であるかどうか
という、政府の御見解をひとつ御披露
をお願いしたいと思います。

○中村(文)政府委員 最後案として出
ましたのが六月十一日の案でございま
すが、この案につきましては、いろいろ
とわれ／＼も検討いたしておりま
す。先ほど来市川委員長から御指摘が
ありましたようにいろいろ問題につ
きまして、われ／＼は検討をいたし
まして、ひとりこれは調達庁だけでは
ございせんので、関係各省の会合を
煩わしまして、数次にわたつて意見の
調整をいたしております。近くそれら
の成案ができましたれば、外務省を通じ
て軍の方に申入れをして、一応先ほど
来から話が出ましたように、軍と調達
庁はいわゆる合同管理、共同管理とい
いますか、そういう立場にありますの
で、それらで一応の意見の調整をし
て、その上で必要な措置を講ずる必要
があるのではないかとこの考え方を持
っておりますので、政府内部での調整
ができますれば、一応軍に提示したい
という考えを持っております。

○山花委員 調達庁とアメリカ軍との

間において一応の調整を行いたい、こ
うい御回答でありましたが、調整を行
いたいということは、アメリカ軍当局
が発表いたしました最終案である日米
労務基本契約に対して、これを不合理
なものと認めて、その認識の上でこれ
を調整して行こう、こういうふうにお
考えになつておられるかどうか、もう一
度お尋ねしたいと思います。

○中村(文)政府委員 そのことにつ
きましては、問題がいろいろわかれると
考えます。たとえば法律上違法であ
る、あるいは妥当でない事案もありま
す。また事務処理上きわめて不合理と
考えられるような事案もあります。さ
ようでございますので、法律上不合理
な、あるいは違法な問題につきましては、
もうろんこれは向うの注意を喚起
いたしまして、国内法を重視するとい
う行政協定の線に沿つて是正の方の活
動をしなければならぬと考えます。ま
た事務処理上いろいろ措置を講ずる
上から行きますと、実施できないよう
な困難なこともあると考えられますの
で、これらにつきましては、双方話し
合ひの上で調整をはかつて行きたいとい
う考え方を持っておりますのであります。
〔赤松委員長退席、持永委員長代
理席〕

○山花委員 国内法に関連していろ
ろ不合理な点があるので、改正して行
きたい。先ほど労働大臣も、結論とい
しましては、八月一日からの発効を延
期して行きたい——延期して行きたい
ということについては、やはりこの問
題について不合理な点がある、こうい
う御認識に立つておられるがゆえに、
この問題の善処処置として、その延期
の期間中に努力して行こうというふう

に私どもは受取つたのでございませ
うが、こういう私どもの受取り方に間違
いがないかどうか、労働大臣にお答え
を願いたいと思ひます。

○小坂國務大臣 お答え申し上げま
す。軍の設備及び区域におきます保安
上の臨時措置、あるいは保安要員及び
消防夫のストライキ回避、あるいは労
務管理の保障とかいうような、その他
数点重要な問題点があると思ひます
が、これらの問題に対しましては、わ
れわれといたしましては、労働者保護
の見地から見まして、国内法上の点
もございまして、労働政策上の見地か
らいたしまして調整を要すると思ひ
ておるのであります。従つてこれらの
点について、今後折衝をいたしたいと
考えておる次第であります。なお附屬
書につきましても、細部にわたつて、
違法あるいは不当と解せられる事項が
あると考へております。そういう趣旨
であります。

○山花委員 私の質問はこれで終りま
す。
○持永委員長代理 ほか労働大臣に
対して御質問はありませんか。——な
ければ、次会は明二十四日午後一時か
ら開会することとし、本日はこの程度
で散会いたしたいと思います。
午後四時五十五分散会

第十四号中正誤

頁	段	行	誤	正
一	四	二	けい肺特別 法制定に する陳情書	けい肺特別 法制定に する陳情書
六	二	元	賃借対照表	賃借対照表